



2018年度日本弁理士会の取組 ～知財の輪の拡大を目指して～

2019年3月19日
日本弁理士会

I. 弁理士制度小委員会報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」を受けての取組

1. 標準関連業務に関する知識・能力の習得への支援に関する取組
2. データ関連業務に関する知識・能力の習得への支援に関する取組
3. 弁理士による標準・データに係る中小企業等支援に関する取組

II. 適正な業務遂行に向けた取組

1. 弁理士倫理の抜本的見直し
2. 事業承継体制の充実に向けた取組

III. 知財の輪の拡大に向けた取組

1. 中小企業等支援及び知財制度普及に関する取組
2. 弁理士の育成に関する取組
3. 弁理士の魅力向上に関する取組

1. 標準関連業務に関する知識・能力の習得への支援に関する取組



【報告書においてご指摘いただいた事項】

- ・標準化に関する基礎的知識を習得させるための研修の受講を全ての弁理士に最低1回は義務付けるべきである。(4-5P)
- ・標準化支援に係る高度人材の育成を図るため、専門的知見の習得に資する研修について、実施に向け検討することが望まれる。(5P)
- ・標準化に関する資格の習得等を弁理士に促すとともに、資格を有した弁理士等に関する情報を積極的に提供することが期待される。(5P)

【日本弁理士会の取組】

1. 標準化に関する基礎的知識を習得するための研修を必修化 ※会員の18%が受講済み

- ・平成30年度弁理士法改正説明会(標準関連業務)(1単位)を必修の研修として指定。2019.1.1～2021.3.31の期間において、全弁理士に受講を義務付け。
- ・座学の集合研修(TV配信あり)を多数開催するとともにe-ラーニングも配信し、受講しやすい環境を整備。2019.3.5時点で2,039名(18%)が受講済。

【研修の概要】

- (1)弁理士法改正の背景と経緯及び弁理士にとっての標準(弁理士の標準関連業務の概要)
- (2)標準の基礎として、標準の目的・用語、標準の分類
- (3)標準と知的財産との関係(事例を示しつつ概説)
- (4)弁理士の標準関連業務(標準化の段階に分けて概説)

標準化の専門機関である、日本規格協会関係者の参画のもと、経済産業省及び特許庁の協力も得てコンテンツを作成。

2. 専門的かつ高度な知識の習得に資する研修を複数実施

(研修の一例)

- ・「標準化の活用『新市場創造型標準化制度と取組み企業の事例紹介』」(講師:日本規格協会及び標準化活用企業経営者)
- ・「サービス分野における標準化～規格、認証等の事例を通じて～」(講師:日本規格協会サービス標準主席専門職)
- ・「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」(講師:特許庁職員)
- ・標準化を含む知的財産戦略の実践ワークショップ(検討中)

※今後に向け、新コンテンツを作成中。

※また、実際に企業に対して標準化トライアルを行う等し、標準化に対する弁理士の関与の在り方についても検討中。

3. 日本規格協会が実施する標準化セミナー「戦略的標準化活用基礎講座」「規格開発エキスパート講座」の周知を実施

- ・特に会員が集まる、各法改正に関する必修研修の会場等でセミナーのパンフレットを配布し周知を図っている。(※本研修は継続研修の対象となる予定)

2. データ関連業務に関する知識・能力の習得への支援に関する取組



【報告書においてご指摘いただいた事項】

- ・技術上のデータに関する基礎的知識を習得するための研修については、最低1回の受講を義務付けるべきである。(10P)
- ・技術上のデータに関する専門人材の育成に資する研修について、実施に向け検討することが望まれる。(10-11P)
- ・研修のカリキュラムを検討するに当たっては、弁護士等の外部の専門家に協力を求めることが望ましい。(11P)

【日本弁理士会の取組】

1. データに関する基礎的知識を習得するための研修を必修化 ※会員の18.9%が受講済み

・標準関連業務と同様に、「平成30年度弁理士法改正説明会(データ関連業務)」(1単位)を必修の研修として指定。2019.3.5時点で2,133名(18.9%)が受講済。

【研修の概要】

- (1)弁理士業務の対象としての技術データ
- (2)第四次産業革命と、競争力の源泉としてのデータ
(社会環境変化、Connected Industries及びSociety5.0に言及し概要説明)
- (3)ビッグデータの法的な位置付け(契約実務や個人情報保護法等にも言及し説明)
- (4)弁理士に求められるデータ関連業務(事例を示しつつ概説)

ガイドライン等の検討に関する国審議会の委員等も務め、この分野に非常に造詣の深い弁護士2名の参画のもと、コンテンツを作成。

2. 専門的かつ高度な知識の習得に資する研修を複数実施

(研修の一例)

- ・「弁理士による知財戦略支援－技術情報の創造・取得、保護、活用戦略－」(講師:技術保護テキスト委員会委員)
- ・AI・データの利用に関する契約ガイドラインの解説(仮称・検討中)
- ・限定提供データの保護について(仮称・検討中)
- ・弁理士のデータ関連業務と周辺法(仮称・検討中)

3. 弁理士による標準・データに係る中小企業等支援に関する取組(1)



【報告書においてご指摘いただいた事項】

- ・中小企業等が既存の標準を活用することも重要になるため、必要な留意事項等についても研修内容に盛り込むことが望まれる。(15P)
- ・弁理士がより専門的かつ高度な実務能力を身に付けるべく、研修の充実など、弁理士の自主的な取組を促す支援強化が望まれる。(15P)
- ・日本弁理士会は、弁理士が専門的知見を有するS弁理士を紹介できるようにするために必要な情報提供を行っていくことが期待される。(16P)
- ・弁理士は、外部の専門家(弁護士等)との人的ネットワークの構築に努めることも期待される。(16P)
- ・日本弁理士会は、適切な報酬体系の在り方について、実務的な検討を進めることが望まれる。(16P)

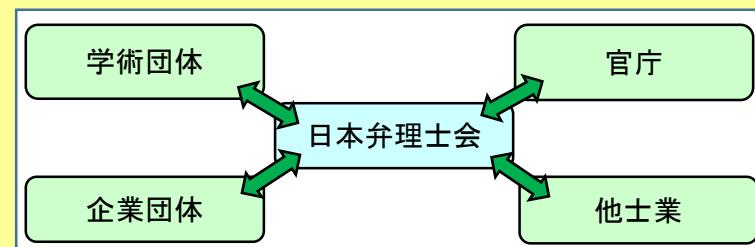
【日本弁理士会の取組】

1. 専門的知見を有する弁理士を紹介する仕組みを検討中

- ・相談を受けた弁理士が、専門的知見を有する弁理士を検索・紹介するための情報提供については、DB作成等も視野にいれ、中長期的な検討が必要。
- ・他方、法施行が2019.7であることに鑑み、当面の対応としては、造詣の深い委員が多数所属している委員会で紹介を行うスキームを採用することを決定。具体的には、標準関連業務に関しては「技術標準委員会」、データ関連業務に関しては「不正競争防止法委員会」で対応を行うこととし、必要に応じて日本規格協会や弁護士等の助力を仰ぐこととした。

2. 外部の専門家との人的ネットワークの構築に向け、「関係団体連携促進WG」を新たに設置

- ・各知的財産関連団体、他士業、金融機関及び関係省庁等、弁理士を取り巻く様々な機関と、相互信頼に基づく互恵的な関係を構築すべく2018.11に設置。
- ・2018年度は、日本知的財産協会、AMED、UNITT及び特許庁と意見交換を実施。2019年度も活動を継続予定。



3. コンサルティング業務等に資する報酬体系につき、検討中

- ・会内の複数の委員会において、出願業務に依存した収益構造の見直しについて検討を実施中。タイムチャージ制やストックオプションによる報酬、ポイント制をはじめとする様々な報酬体系を検討している。なお、2018年度は検討状況を報告書の形で周知し、2019年度も引き続き検討を行う。

3. 弁理士による標準・データに係る中小企業等支援に関する取組(2)



【報告書においてご指摘いただいた事項】

- ・中小企業等がより適性の高い弁理士を容易に探し出せるようするため、「弁理士ナビ」の検索機能を強化することが望まれる。(15-16P)

【日本弁理士会の取組】

○2018年11月～2019年1月に、①ITコンサルタントへの相談、②東京都知的財産総合センターへのヒアリング、③日本弁理士会会員アンケート、④日本弁理士会無料相談利用者へのアンケートを実施。検討の結果、以下の取組を進めていく予定(一部実施済み)。

1.これまで以上にユーザフレンドリーな弁理士ナビとすべく、検索機能を見直し中

(1)検索内容の拡充(2018年3月改修済)

- ①専門分野に「技術標準」と「データ保護」を追加。
- ②弁理士検索項目に「得意な外国語」、事務所検索項目に「外国業務対応可能国」を追加。

(2)検索メニュー等の見直し(2019年度改修予定)

- ・初めて使う中小企業等の利用者が検索メニューを選択しやすいようにメニュー名称及び用途、画面デザイン等を見直す予定。

(3)検索条件指定方法の改良(2019年度改修予定)

- ・検索条件指定画面における専門分野や技術分野等の指定方法をチェックボックス等の選択方式に変更する予定。
- ・検索結果に対し絞込条件の追加・変更ができるチェックボックス等を表示し、条件変更に応じて該当件数を即座に確認できるようにする予定。

より直感的に操作できる
弁理士ナビへ

2.マッチング機能向上に向け、情報登録を見直し予定(検討の結果次第では2019年度実施予定)

- ・中小企業等が得意な専門分野や技術分野から特定の弁理士を抽出し得るような情報の登録方法等を検討する予定。

3.ユーザニーズの調査に向け、中小企業へのアンケートを実施予定(2019年度実施予定)

- ・今後の更なる見直しの材料とする予定。

II. 適正な業務遂行に向けた取組

1. 弁理士倫理の抜本的見直し

【第9回弁理士制度小委員会でお示した事項】

- ・(利益相反への対応として、)中長期的に、弁理士倫理の抜本的見直しを行う予定。(資料2 5P)

【報告書においてご指摘いただいた事項】

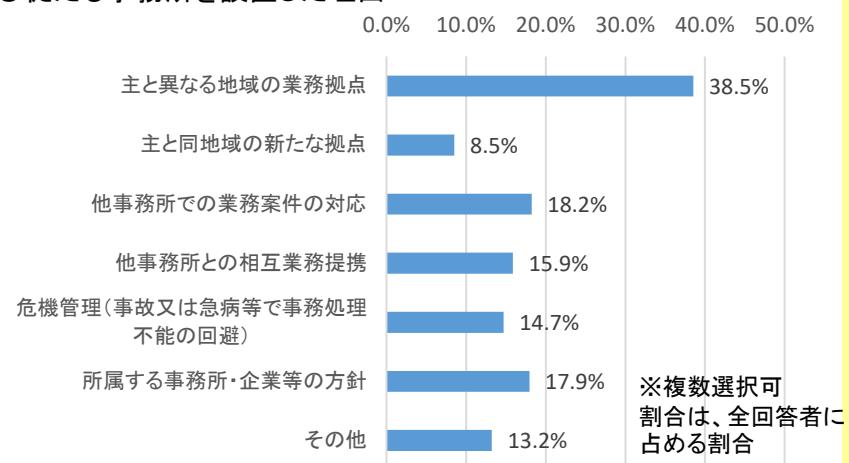
- ・日本弁理士会においては、弁理士事務所や特許業務法人における情報管理の在り方等について検討を行うことが望まれる。(6P)

【日本弁理士会の取組】

1. 弁理士倫理(会令)の抜本的見直しを実施中

- ・弁護士の倫理規定である「弁護士職務基本規程」を参考に、弁理士倫理に存在していない規定をピックアップし、弁理士倫理に盛り込むべき規定を精査中。
- ・2018年度は、下記の3点につき、重点的に検討を行った。
 - (1)事務所単位での利益相反の管理、秘密保持等
 - (2)従たる事務所の位置付け、事務所名称に関するルール等の明確化
 - (3)有利な結果となることの請け合い等の禁止
- ※(2)に関し、従たる事務所について実態把握の調査を実施。

○従たる事務所を設置した理由



2. 利益相反の問題防止に向けて、「弁理士倫理ガイドライン」「弁理士業務標準」を改訂し、継続的に注意喚起を実施

- ・2017年度に「弁理士倫理ガイドライン」及び「弁理士業務標準」にコンフリクトチェックリストを追加する等の改訂を実施。2018.3に全会員周知済み。
- ・2018年度は、月1回定期的に全会員にメール配信している「弁理士業務虎の巻」において、2018.9にコンフリクトチェックについて注意喚起を実施。
- ・また、2018.12には、事務所における秘密情報の管理につき、注意喚起を実施。

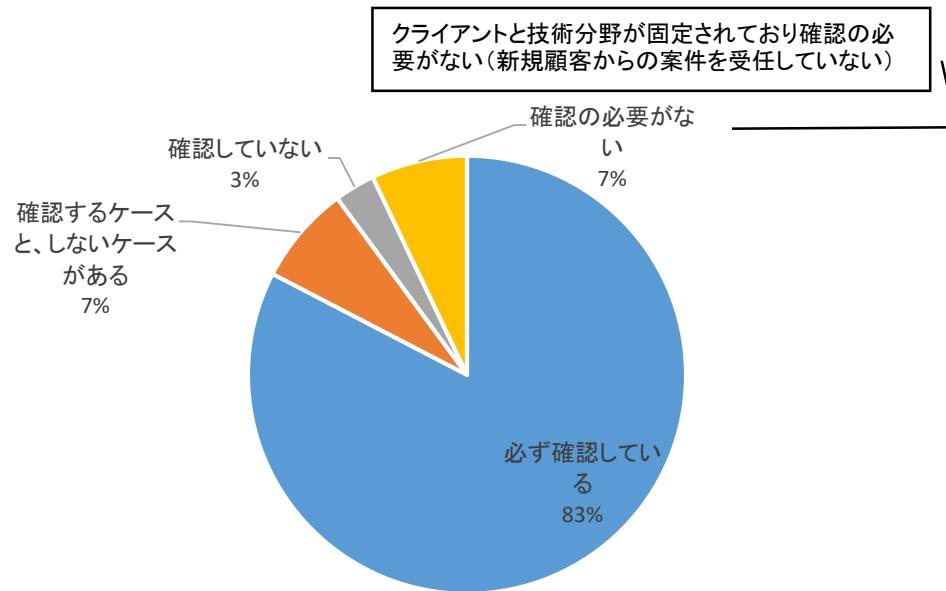
※弁理士業務虎の巻においては、上記の他、預り金の分別管理や、守秘義務の徹底等、倫理向上に資する注意喚起を行っている。

Ⅱ. 適正な業務遂行に向けた取組

(参考)コンフリクトチェックに関する実態調査結果(2017.11)



○ コンフリクトチェックの実施有無



○「確認するケースと、しないケースがある」詳細(一例)

確認するケース	確認しないケース
新規クライアントからの受任、既存クライアントからの新規分野での受任	既存クライアントからの受任で受任実績のある分野での受任
法人、企業等の場合	個人出願の依頼の場合、かつ、自身の受任案件分野で、新規分野等の場合
全ての特許事件	商標登録出願事件(審判請求事件を除く)
基本的には確認している	常態的に取引があるクライアントの場合

コンフリクトチェックの結果、利益相反が疑われる事案への対応としては、

- 回答者の7割強が、「疑わしい事件は受任しない」と回答。
- 回答者の4割程度が、「既に受任している依頼者の同意を得て受任する」と回答。

<具体的な内容(自由記述)>

- 既に同業のクライアントが存在するが、発明の技術分野がコンフリクトしない旨を伝えて了解を得る。
- 依頼者の要望レベルを確認する。例えば、担当者(代理人)を変えればよいのか、担当者の間に情報遮断装置を設ければよいのか、担当者の部屋を分ける必要があるのか等
- パートナー全員に確認のうえ、コンフリクトがあった場合には他の事務所に依頼することを依頼者に提案している。

II. 適正な業務遂行に向けた取組

2. 事業承継体制の充実に向けた取組

【第9回弁理士制度小委員会でお示した事項】

- ・マッチングセミナーの内容を踏まえ、事業承継等に関する留意事項集を作成中。会員周知は平成29年度の予定。(資料25P)
- ・平成29年度に、高年齢者を対象に、受任状況、引継体制等に関する調査を実施予定。(資料25P)

【日本弁理士会の取組】

1. 承継等に関する留意事項集を作成し会員周知を実施

- ・「弁理士業務の承継・共同化・連携に関する留意事項集」を作成し、2017.6に全会員周知。
- ・留意事項集においては、弁理士事務所の継続性を担保する方法として、「事業承継」「共同化」「定常連携」を示し、それぞれを行う際の留意点等をまとめた。

2. 高年齢者を対象とした調査を実施

- ・2017.10～11に60歳以上の1人事務所を対象に実態調査を実施。主な調査項目及び結果は下記のとおり。

- ・結果を受け、2018.8にマッチングシステムにつき、全会員に再周知を実施。

- (1)不測の事態に協力を仰げる体制あり:27.8%
- (2)職業賠償保険加入:43.9%
- (3)事務引継規定既知:39.2%
- (4)マッチングシステム既知:58.7%

※2009年にも同様の調査を行っているが、(1)～(3)の結果は当該調査結果とほぼ同じ。(4)は当時は存在しなかった。

3. マッチングセミナーを継続して実施

- ・各地でマッチングセミナーを継続して実施中。これまでの参加者数は、以下のとおり。

2015年度:58人(1会場)

2016年度:108人(5会場)

2017年度:160人(5会場)

2018年度:163人(5会場)

- ・マッチングセミナーに加え、金銭的な理由で承継が達成されないことを防ぐべく、適正な譲渡価格に関するセミナーを開催。

4. 会員総合相談窓口による個別相談対応を実施

- ・会長室設置の「会員総合相談窓口」において、事業承継を含む幅広い相談に個別に応じている。

- ・会員向けWEBサイトにおいては、同窓口が受けた相談をベースとしたQ&A集を公開しており、事業承継に関しても事例を掲載している。

III. 知財の輪の拡大に向けた取組

1. 中小企業等支援及び知財制度普及に関する取組(1)

【日本弁理士会が目指す知財の輪の拡大】

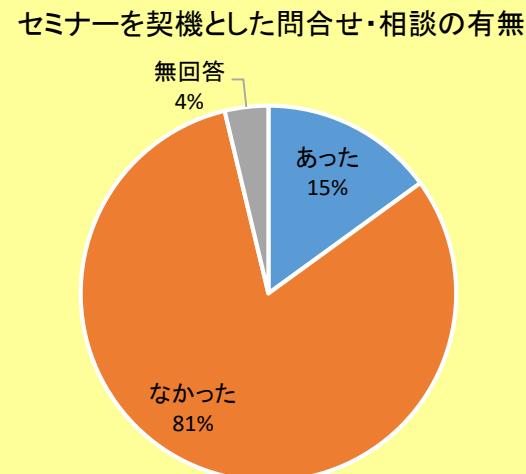
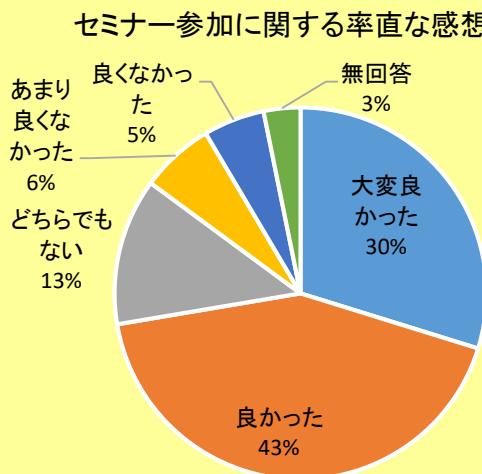
○知的創造サイクルをさらに活性化すべく、弁理士が中小企業等の知財マインド向上への寄与(支援と普及活動の強化)

【日本弁理士会の取組】

1. 知財広め隊事業の実施

- ・2017～2018年度の目玉施策。各地の中小企業等に、知財の有用性を認識していただくこと等を目的としたセミナーを全国47都道府県で2年間計108回開催。
- ・セミナーは単独で開催したものの他、巡回特許庁とコラボレーションし開催。
- ・各地の弁理士と参加者との交流会も開催し、結果として、開催地域の弁理士と企業、公共団体及び金融機関等とのネットワークが着実に構築された。
- ・本事業は、本会での主催は2018年度で終了とし、以後は各支部(地域会)が主体となり開催是非を検討する他、巡回特許庁とのコラボレーションで実施予定。

【参加者(会員)向けアンケート結果概要】



[肯定的な声]・経営者の方と直接話すことができ造詣が深まった。

・県内の様々な業種・職業の方々と知財に関する意見交換ができた。

[否定的な声]・参加者が少なく、費用対効果が悪い。

・講師が本会から派遣されたが、地域の実情は全く把握されておらず、聴講者の方々から不評であった。

III. 知財の輪の拡大に向けた取組

1. 中小企業等支援及び知財制度普及に関する取組(2)

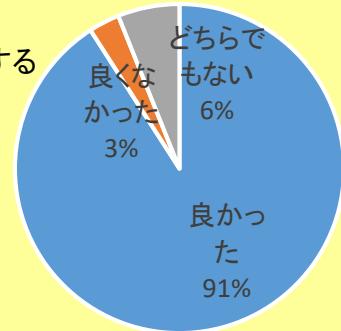
【日本弁理士会の取組】

2. 弁理士知財キャラバン事業の充実

・開始から4年が経過したことから、支援先及びキャラバン研修受講者に対するアンケートを実施し、事業成果の検証。2019年度よりリニューアル。

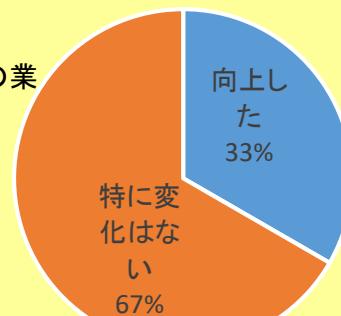
【アンケート結果概要】

[支援先向け]
キャラバンに対する率直な感想



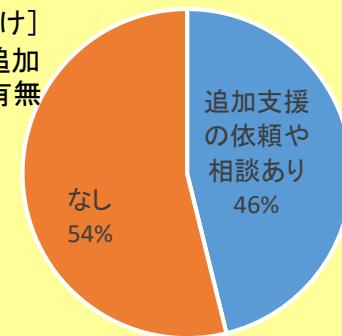
キャラバン事業の感想としては、
大半の企業が、好評価

[支援先向け]
キャラバン後の業績向上の有無



一方で、業績が向上した企業は、
1/3にとどまる。

[研修受講者向け]
最終訪問時に追加依頼や相談の有無



約半数が、最終訪問時に追加支援
の依頼や相談を受けている。

【新たな弁理士知財キャラバンの概要】

	これまでの弁理士知財キャラバン	新たな弁理士知財キャラバン
訪問回数・支援内容	全3回 「課題解決」「課題解決策の提案」	全6回(倍増) 「課題解決」「課題解決策の提案」「解決策の実践支援」
訪問専門家	知見・経験豊富な弁理士1名 +スキルアップ中の弁理士1名	知見・経験豊富な弁理士2名(より高度なコンサルの実現) ※スキルアップを望む弁理士のオブザーバー参加を認め、 OJTの機会を維持
会員還元	研修	研修+支援概要をまとめた事例集(作成予定)

・これまでの事業の成果として、12社(今後も追加予定)のインタビュー記事をWEBサイト(弁理士知財キャラバンのページ)に掲載。

・キャラバン支援により業績が向上した企業にヒアリング訪問し、その内容をWEBサイトに掲載予定。

※なお、事業の評価については、外部意見聴取会(INPIT理事長、特許庁元長官、弁護士、大学教授で構成)において、第三者のご意見も頂戴している。

III. 知財の輪の拡大に向けた取組

2. 弁理士の育成に関する取組

【日本弁理士会が目指す知財の輪の拡大】

- 様々なニーズに応えるべく、会員にとって有益な施策の充実
 - ・業務に即した研修の一層の充実
 - ・グローバル知財人材の育成

【日本弁理士会の取組】

1. 知財コンサルティングを担う弁理士の育成

- ・中小企業等の支援に資するべく、1人でも多くの会員が知財価値評価書、知財ビジネス評価書等の提供やコンサルティングの提供ができるよう、キャラバン研修を含め、多数の研修を実施中。
- (研修の一例)
 - ・「弁理士が行うべき知財コンサルティングのあり方～ニッチトップを顧客が実現するために」(講師: 小説のモデルともなった弁護士弁理士)
 - ・「経営デザインシートと知財のビジネス価値評価」(講師: 知的財産戦略推進事務局 参事官)
 - ・「当行の知的資産経営支援・知財ビジネス評価書の取組みについて」(講師: 金融機関 常務執行役員)
- ・経営戦略・知財コンサルの実践経験を積む場として「弁理士知財キャラバン」事業を実施している。これにより延べ約300人の弁理士が知財コンサルに関与した。支援員数は、2019.2末で343名。

2. グローバルに活躍できる弁理士の育成

- ・企業等の海外展開に対する要望等に応えるべく、海外の制度等に関する研修を充実。欧米はもちろん、新興国を含むアジア地域に関する制度についても研修を充実させた。
- (研修の一例)
 - ・「弁理士業務と米国の弁護士・依頼人間の秘匿特権」(講師: 米国弁護士)
 - ・「東南アジアにおける模倣品対策～タイを中心にして～」(講師: JETRO海外事務所において執務した会員)
 - ・「中小企業の海外展開の基礎知識」(講師: JETRO職員)
- ・さらに、国際舞台で通用するプレゼンテーションやディスカッションの能力及び社交スキルの習得を目的とした、グローバル人材育成研修を継続して実施。
- ・加えて、慶應義塾大学・New Hampshire大学といった国内外の大学との共催セミナーを開催。

- 人材育成に加え、各国の知財代表団との交流会やIPO Annual Meetingにおけるブース出展、アジアセミナーの開催等を通じて、諸外国に対して日本の知財制度をPR。



アジアセミナーは、2005年から隔年開催している。

III. 知財の輪の拡大に向けた取組

3. 弁理士の魅力向上に関する取組

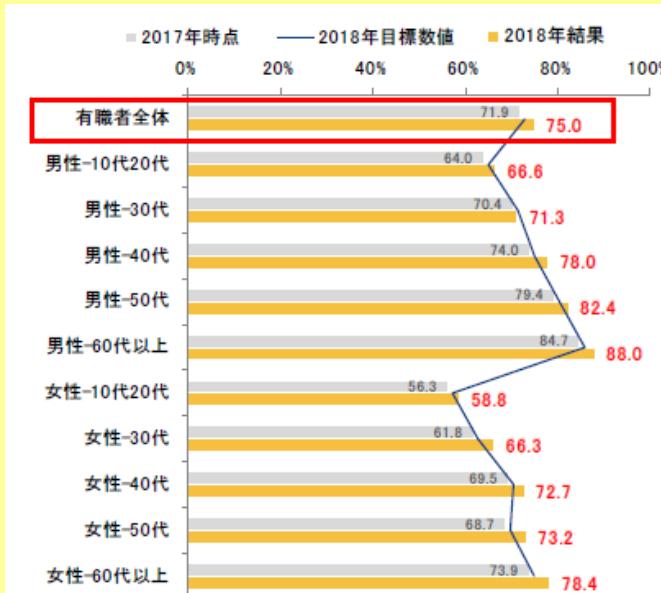
【日本弁理士会が目指す知財の輪の拡大】

○弁理士は、知的財産に関する専門家として、様々な場面で活躍し得る存在であることを世の中に浸透させる

【日本弁理士会の取組】

1. 2018年度より中長期的な広報戦略(5ヵ年計画)に基づく広報活動を実施。1年間で弁理士の名称認知度が3.1%上昇(71.9%⇒75.0%)

- ・2017年時点で、ビジネスパーソン(有職者)における、弁理士の名称認知度は71.9%、職業内容認知度は38.2%と低く、認知度向上が急務。
- ・メインターゲットを20~30代のビジネスパーソンに設定。新たなタグライン「アイデアを、権利に育てる。」を用い、認知度拡大施策を実施。





イベント「弁理なアイデア展」



特設サイト

アイデアを、
権利に育てる。
たいていの人は、私たち弁理士のことを知らない。
あのヒット商品も。あの最先端技術も。おのれも



漫画「閃きの番人」

閃きの番人
弁理士ヨーロッパ連携
作画：ヒロナキプロダクション
監修：日本弁理士会

多様な広報活動を展開



交通広告



ブックカバー

2. 2019年度以降は、認知度向上の取組に加え、弁理士及び知財の理解度及びイメージ向上更には期待値向上を目指して活動

- ・2022年までに以下の目標達成を目指す。
- ・名称認知度2017年度比+10%(82%) ※他士業の名称認知度(2018年度)：弁護士94.1%、税理士93.0%、司法書士92.1%、公認会計士90.5%、社労士85.5%
- ・特に、若年層に対する親しみやすさ向上し、身近なパートナーというイメージを醸成。